

北九州市監査公表第3号

令和4年2月21日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、財政局、建築都市局、人事委員会行政委員会事務局及び選挙管理委員会行政委員会事務局の令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年7月9日から令和4年2月3日まで

4 監査の結果

(1) 財政局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 収入事務

(ア) 歳入の会計年度所属区分について

(西部市税事務所市民税課・固定資産税課)

市税事務所の市税証明書発行及び固定資産台帳閲覧等に係る徴税手

数料収納事務の年度末処理において、当日金融機関に預け入れられなかった令和3年3月31日領収の手数料収入を、翌日4月1日領収分と合わせて、令和3年度の歳入として調定を行い収納していた。

地方自治法施行令では、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とされている。

また、歳入の調定については、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 契約事務

(ア) 物品購入手続きについて

(税制課)

税制課に係る物品購入にあたり、所定の期間内に技術監理局契約課において一括で契約すべきものを、納期の都合上、発注を分割することにより、担当課で契約しているものがあつた。

市副市長以下専決規程では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。当初予定価格が権限の範囲内に収まるように分割して契約することは、予算の効率的執行の面からも適切でない。

適正な事務処理をされたい。

ウ 財産管理

(ア) 原動機付自転車等標識管理について

(東部市税事務所市民税課)

原動機付自転車等標識（以下「標識」という。）の管理について、担当者及び係長のみによる日々の在庫管理は行っていたが、物品管理者である所属長による管理は行われていなかった。

市市税条例では、新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者となった者は、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならないとされており、交付された標識により軽自動車税の課税、非課税が特定されるものである。また標識は、市が購入し賦課徴収事務のため交付する

ものであるから、財産としての管理を行う必要がある。

市会計規則及び物品管理要領では、物品管理者は、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台帳等関係帳簿を的確に整備し、常に関係帳簿と照合・点検しておくこととされている。

標識については、紛失・盗難などにより悪用されるリスクもあることから、適正な在庫管理を行われたい。

(2) 建築都市局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 人事委員会行政委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 選挙管理委員会行政委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。